

広島県告示第八百九十六号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定によって、一級河川太田川水系三篠川ブロック河川整備計画（変更）を令和二年五月二十二日に定めた。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年八月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦